

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-8331

(P2004-8331A)

(43) 公開日 平成16年1月15日(2004.1.15)

(51) Int.C1.⁷

A63 F 7/02

F |

A 63 F 7/02

326 D

テーマコード（参考）

2C088

審査請求 未請求 請求項の数 1 OJ (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2002-163151 (P2002-163151)	(71) 出願人	000144522 株式会社三洋物産 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号
(22) 出願日	平成14年6月4日 (2002.6.4)	(74) 代理人	100111095 弁理士 川口 光男
		(72) 発明者	岡村 鉄 愛知県名古屋市千種区今池3丁目9番21号 株式会社三洋物産内
			F ターム(参考) 2C088 DA15 DA23 EA15 EA24 EA28 EB78

(54) 【発明の名称】 遊技機

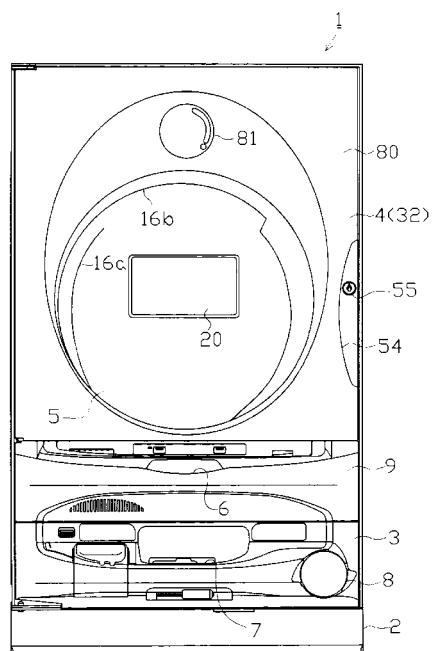
(57) 【要約】

【課題】装飾等に関する設計上に自由度を飛躍的に高めることの可能な遊戯機を提供する。

【解決手段】パチンコ機 1 は、外枠 2 と、該外枠 2 の前面部に設けられ外枠 2 の一側部にて開閉可能に支持された前面枠 3 とを備えている。前面枠 3 の前面側には、遊技球 B の発射部よりも上方においてガラス扉枠 4 が設かれている。前面枠 3 の後部には、遊技盤 5 が着脱可能に装着されている。ガラス扉枠 4 は、ガラスを支持する第 1 の扉枠と、その前面側に位置する第 2 の扉枠 3 2 とに分離されて構成され、第 1 の扉枠は、閉状態にあって、遊技盤 5 の盤面と略平行とされ、かつ、盤面との距離が略一定とされるよう支持され、第 2 の扉枠 3 2 は、第 1 の扉枠とは別の支持部にて支持されている。

【選択図】

1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

遊技盤の装着されてなる枠体と、
前記枠体に対し開閉可能に支持された扉枠とを備えた遊技機であって、
前記扉枠は、
第1の扉枠と、
前記第1の扉枠の前面側に位置する第2の扉枠とに分離されて構成され、
前記第1の扉枠は、閉状態にあって、前記遊技盤の盤面と平行又は略平行とされ、かつ、
前記盤面との距離が一定又は略一定とされるよう前記枠体に支持され、
前記第2の扉枠は、前記第1の扉枠とは別の支持部にて前記枠体に支持されていることを 10
特徴とする遊技機。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、パチンコ機等の遊技機に関するものである。

【0002】**【従来の技術及び発明が解決しようとする課題】**

従来、遊技機の一種として、遊技盤面上における遊技球の挙動に起因して種々の遊技状態が導出されるパチンコ機が知られている。このようなパチンコ機は、外枠と、その前部に設けられた前面枠とを備えている。前面枠は外枠の一側部にて開閉可能に支持されている。前面枠の前面側には、その一側部にてガラス扉枠が開閉可能に設けられている。また、前面枠の後側（ガラス扉枠の奥、外枠の内側）には、遊技盤が着脱可能に装着されており、発射された遊技球は遊技盤の上部に向けて案内され、遊技者は遊技盤に沿って流下する遊技球の挙動を堪能する。 20

【0003】

前記ガラス扉枠は、扉枠本体の他に、前後2枚のガラス、当該ガラスを保持する支持枠、各種ランプ、及び、ランプ基板等を備えている。つまり、少なくとも扉枠本体の後面側においては、主としてガラスを配設・支持したりする機能を担うとともに、少なくとも前面側においては、主として装飾機能を担っている。

【0004】

ここで、遊技球の流下を安定的に導出するためには、少なくとも遊技盤側のガラスが、遊技盤の盤面に対し所定距離隔てた位置に固定的に配置される必要がある。 30

【0005】

このように、従来では、ガラスの配置上の制限があるため、それに付随する装飾等に関し、設計上の自由度が制限されてしまうおそれがある。

【0006】

本発明は、上述した問題に鑑みてなされたものであって、その目的は、少なくとも開閉可能に支持された扉枠を備えた遊技機であって、装飾等に関する設計上に自由度を飛躍的に高めることの可能な遊技機を提供することにある。

【0007】**【課題を解決するための手段及び発明の効果】**

上記の目的を達成するために有効な手段を以下に示す。なお、必要に応じてその作用効果等についても説明する。

【0008】

手段1．遊技盤の装着されてなる枠体と、

前記枠体に対し開閉可能に支持された扉枠とを備えた遊技機であって、

前記扉枠は、第1の扉枠と、前記第1の扉枠の前面側に位置する第2の扉枠とに分離されて構成され、

前記第1の扉枠は、閉状態にあって、前記遊技盤の盤面と平行又は略平行とされ、かつ、前記盤面との距離が一定又は略一定とされるよう前記枠体に支持され、前記第2の扉枠は 50

、前記第1の扉枠とは別の支持部にて前記枠体に支持されていることを特徴とする遊技機。

【0009】

手段1によれば、遊技盤の装着されてなる枠体に対し扉枠が開閉可能に支持される。扉枠の第1の扉枠は、閉状態にあって、遊技盤の盤面と平行又は略平行で、かつ、盤面との距離が一定又は略一定とされているため、盤面を例えれば遊技媒体が流下する場合には、その流下を安定的に導出することが可能となる。一方、第2の扉枠は、第1の扉枠の前面側において、第1の扉枠とは別の支持部にて枠体に支持されている。このため、第2の扉枠を第1の扉枠の配置に拘泥されることなく、独立して構成することができる。そのため、装飾等に関する設計上の自由度を飛躍的に高めることができる。また、第2の扉枠の背面側であって、第1の扉枠と重なり合う部位においても、特に困難を伴うことなく別部材を配置したりできる。かかる意味で、今までにはない扉枠の構成も可能となる。さらに、扉枠の重量がそれぞれに分散されることとなり、分離された扉枠について各支持部にかかる負荷が軽減される。その結果、特殊な支持構造を採用せずとも済む。

10

【0010】

手段2. 遊技媒体の流下する遊技領域を有する遊技盤が装着されてなる前面枠と、前記前面枠に対し開閉可能に支持された扉枠とを備えた遊技機であって、前記扉枠は、第1の扉枠と、前記第1の扉枠の前面側に位置する第2の扉枠とに分離されて構成され、前記第1の扉枠は、閉状態にあって、前記遊技盤の盤面と平行又は略平行とされ、かつ、前記盤面との距離が一定又は略一定とされるよう前記前面枠に支持され、前記第2の扉枠は、前記第1の扉枠よりも肉厚であって、前記第1の扉枠とは別の支持部にて前記前面枠に支持されていることを特徴とする遊技機。

20

【0011】

手段2によれば、扉枠の第1の扉枠は、閉状態にあって、遊技盤の盤面と平行又は略平行で、かつ、盤面との距離が一定又は略一定とされているため、遊技媒体が安定的に盤面を流下しうる。一方、第2の扉枠は、第1の扉枠の前面側において、第1の扉枠とは別の支持部にて枠体に支持されている。このため、第2の扉枠を第1の扉枠の配置に拘泥されることなく、独立して構成することができる。そのため、装飾等に関する設計上の自由度を飛躍的に高めることができる。また、第2の扉枠の背面側であって、第1の扉枠と重なり合う部位においても、特に困難を伴うことなく別部材を配置したりできる。かかる意味で、今までにはない扉枠の構成も可能となる。さらに、扉枠の重量がそれぞれに分散されることとなり、分離された扉枠について各支持部にかかる負荷が軽減される。その結果、第2の扉枠が第1の扉枠よりも肉厚となって、重量が増大した場合であっても特殊な支持構造を採用せずとも済む。

30

【0012】

手段3. 前記第2の扉枠には、装飾又は機能部品が設置されていることを特徴とする手段1又は2に記載の遊技機。

【0013】

手段3のように、第2の扉枠に装飾又は機能部品が設置されることで、今までにはない大胆な設計も可能となる。また、装飾又は機能部品によって第2の扉枠の重量が増大した場合であっても、特殊な支持構造を採用せずとも済む。

40

【0014】

手段4. 前記第2の扉枠には、前記装飾又は機能部品を収容するための収容部が設けられており、該収容部は前記第2の扉枠の後面側に設けられていることを特徴とする手段3に記載の遊技機。

【0015】

従来であれば、後面側に装飾又は機能部品を設けようとした場合、ガラス等の存在によりその設置に制限が課せられる場合があった。これに対し、第2の扉枠は、第1の扉枠と独立しているため、その後面側において収容部を設ける上で制限が生じにくい。

50

【 0 0 1 6 】

手段 5 . 前記第 2 の扉枠には、前記装飾又は機能部品に関連する開口部が設けられていることを特徴とする手段 3 又は 4 に記載の遊技機。

【 0 0 1 7 】

手段 5 によれば、装飾又は機能部品に関連する開口部が設けられる。ここで、装飾又は機能部品を収容するためには、開口部を設ける必要があるところ、該開口部の配置上の自由度が高められているため、装飾又は機能部品の設置を行いやすい。

【 0 0 1 8 】

手段 6 . 前記装飾又は機能部品は、前記第 1 の扉枠と重なり合う部位に対応して設けられていることを特徴とする手段 3 乃至 5 のいずれかに記載の遊技機。

10

【 0 0 1 9 】

従来であれば、ガラス扉枠本体に装飾、機能部品を設けようとした場合、ガラスの存在が邪魔となってその設置に支障を来すおそれがあった。この点、第 2 の扉枠は、第 1 の扉枠と独立しているため、第 2 の扉枠に装飾又は機能部品を設ける上で、その設置部位が第 1 の扉枠と重なり合う部位であったとしても、特に支障が生じにくい。その結果、設置上の自由度が飛躍的に高められる。

【 0 0 2 0 】

手段 7 . 前記装飾又は機能部品は、電気部品であることを特徴とする手段 3 乃至 6 のいずれかに記載の遊技機。

20

【 0 0 2 1 】

手段 7 のように、電気部品が第 2 の扉枠に設けられる場合、電気的配線を後面側に導く構成としなければならないが、この場合において第 1 の扉枠が電気的配線の導出の妨げとなることが起こりにくい。

【 0 0 2 2 】

手段 8 . 前記電気部品から延びる電気的配線は後面側へ案内されており、少なくとも前記電気的配線を案内する案内部を前記第 2 の扉枠の支持部側に設けたことを特徴とする手段 7 に記載の遊技機。

30

【 0 0 2 3 】

手段 8 によれば、少なくとも前記電気的配線を案内する案内部が第 2 の扉枠の支持部側に設けられている。このため、電気的配線の距離の短縮を図ることができるとともに第 2 の扉枠の開閉に際し、電気的配線にかかる外的負荷を比較的小さいものとすることができます、もって電気的配線に悪影響が及ぶのを抑えることができる。

【 0 0 2 4 】

手段 9 . 前記第 1 の扉枠は、前記遊技盤の前面側を覆う透明部材と、該透明部材の周縁部を支持する支持フレームとを具備する透明部材支持枠であり、前記第 2 の扉枠は、前記透明部材の少なくとも周縁を前面側から覆うとともに少なくとも装飾機能を具备する装飾枠であることを特徴とする手段 1 乃至 8 のいずれかに記載の遊技機。ここで、「装飾機能」とあるのは、模様、凹凸等の美的加工が施されていたり、装飾部品が設けられていたり、ランプ、スピーカ等の機能部品が所定の美的特性を伴って装着されていたりすることができる。

40

【 0 0 2 5 】

手段 9 によれば、透明部材支持枠の支持フレームで、主として遊技盤の前面側を覆う透明部材が支持されることとなる。また、装飾枠が透明部材の少なくとも周縁を前面側から覆うよう支持される。かかる装飾枠で、装飾機能が付与される。従って、透明部材支持枠に関しては、特に装飾機能等を付与しなくてもよく、透明部材及び支持フレームを合わせた重量分を支持すれば済む。また、装飾枠に関しては、自由に装飾機能を付与することができ、例えば後面側からも装飾機能を付与することもできる。しかも、より多くの、重厚な装飾機能を付与したとしても、該装飾枠に透明部材の重量が加わらないため、その支持部にさほど負荷がかからない。結果として、バランスよく重量の負担を分散させることができ、支持に関する負荷の軽減を図ることができる。なお、「透明部材」としては例えば板

50

状のガラス等が挙げられる。

【0026】

手段10. 前記第1及び第2の扉枠は、互いに反対側の側部にて支持されていることを特徴とする手段1乃至9のいずれかに記載の遊技機。

【0027】

手段10によれば、各扉枠は、互いに反対側の側部にて支持されている。このため、同じ側の側部で支持される場合に比べて、枠体（又は前面枠）にかかる負荷を分散させることができる。

【0028】

手段11. 遊技媒体の流下する遊技領域を有する遊技盤が装着されてなる前面枠と、
少なくとも板状の透明部材を有し、自身の閉状態にあって、前記遊技盤の盤面と平行又は
略平行とされ、かつ、前記盤面との距離が一定又は略一定とされるよう、第1の支持部に
おいて前記前面枠に開閉可能に支持された透明部材扉枠と、前記透明部材扉枠の前面側に
位置し、前記透明部材を介して外部から前記遊技盤を視認できるよう開口部を有し、前記
第1の支持部とは反対側の第2の支持部において開閉可能に支持され、前記盤面との距離
において制限のない装飾枠と

を備え、前記装飾枠は、少なくとも前記透明部材の周縁を覆うものであることを特徴とする遊技機。

【0029】

手段11によれば、透明部材扉枠は、第1の支持部において開閉可能に支持され、その閉
状態にあって、遊技盤の盤面と平行又は略平行で、かつ、盤面との距離が一定又は略一定
とされているため、遊技媒体が安定的に盤面を流下しうる。一方、装飾枠は、透明部材扉
枠の前面側において、透明部材扉枠とは反対側の第2の支持部にて開閉可能にて支持され
ている。そして、装飾枠は盤面との距離において制限が課せられず、透明部材の配置に拘
泥されることなく、独立して構成することができる。そのため、装飾等に関する設計上の
自由度を飛躍的に高めることができる。また、装飾枠の後面側であって、透明部材と重な
り合う部位においても特に困難を伴うことなく別部材を配置したりできる。かかる意味で
、今までにはない装飾枠の構成も可能となる。さらに、扉枠の重量がそれぞれに分散され
ることとなり、分離された扉枠について各支持部にかかる負荷が軽減される。その結果、
特殊な支持構造を採用せずとも済む。また、装飾枠によって、少なくとも透明部材の周縁
が覆われるため、不正が行われにくい。

【0030】

手段12. 前記装飾枠には、装飾又は機能部品を収容するための収容部が設けられており
、該収容部は前記装飾枠の後面側に設けられていることを特徴とする手段11に記載の遊
技機。

【0031】

従来であれば、後面側に装飾又は機能部品を設けようとした場合、ガラス等の存在により
その設置に制限が課せられる場合があった。これに対し、装飾枠は、透明部材と独立して
いるため、その後面側において収容部を設ける上で制限が生じにくい。なお、「前記装飾
又は機能部品は、電気部品であること」としてもよいし、「電気部品から延びる電気的配
線は後面側へ案内されており、少なくとも前記電気的配線を案内する案内部を前記第2の
支持部側に設けたこと」としてもよい。

【0032】

手段13. 前記装飾枠には、前記装飾又は機能部品に関連する開口部が設けられているこ
とを特徴とする手段11又は12に記載の遊技機。

【0033】

手段13によれば、装飾又は機能部品に関連する開口部が設けられる。ここで、装飾又は
機能部品を収容するためには、開口部を設ける必要があるところ、該開口部の配置上の自
由度が高められているため、装飾又は機能部品の設置を行いやすい。

【0034】

10

20

30

40

50

手段 14 . 前記装飾又は機能部品は、前記透明部材と重なり合う部位に対応して設けられていることを特徴とする手段 11 乃至 13 のいずれかに記載の遊技機。

【 0035 】

従来であれば、ガラス扉枠本体に装飾、機能部品を設けようとした場合、ガラスの存在が邪魔となってその設置に支障を来すおそれがあった。この点、装飾枠は、透明部材と独立しているため、装飾枠に装飾又は機能部品を設ける上で、その設置部位が透明部材と重なり合う部位であったとしても、特に支障が生じにくい。その結果、設置上の自由度が飛躍的に高められる。

【 0036 】

手段 15 . 手段 1 乃至 14 のいずれかにおいて、遊技機はパチンコ遊技機であること。中でも、パチンコ遊技機の基本構成としては、操作ハンドルを備えていてそのハンドル操作に応じて遊技球を所定の遊技領域に発射させ、遊技球が遊技領域内の所定の位置に配置された作動口に入賞することを必要条件として可変表示装置の表示部において変動表示されている識別情報が所定時間後に確定停止表示されることが挙げられる。また、特別遊技状態発生時には遊技領域内の所定の位置に配置された可変入賞装置が所定の態様で開放されて遊技球を入賞可能とし、その入賞個数に応じた有価価値（景品球等のみならず、磁気カードへの書き込み等も含む）が付与されることが挙げられる。なお、この場合、扉枠としては、前面枠、ガラス扉枠、（上）皿の設けられてなる前飾り枠、等が例示される。

【 0037 】

手段 16 . 手段 1 乃至 14 のいずれかにおいて、遊技機は回胴式遊技機であること。ここで、回胴式遊技機の構成としては、「複数の識別情報からなる識別情報列（具体的にはリールであり、識別情報はリールに付されたシンボルである）を変動表示（具体的にはリールの回動である）した後に識別情報を確定停止表示する可変表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別情報の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因して或いは所定時間経過することにより識別情報の変動が停止され、その停止時の確定識別情報が特定識別情報であることを必要条件として遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段を備えた回胴式遊技機」となる。なお、回胴式遊技機にあっては、前記リール等を具備する可変表示手段を可変表示装置として捉えてもよいし、前記リールとは別途設けられ、前記識別情報に対応する（疑似的な対応であってもよい）識別情報を表示可能な表示装置（例えば液晶表示装置）をここにいう可変表示装置として捉えてもよい。なお、この場合、なお、この場合、扉枠としては、本体ボックスに開閉可能に支持された前面扉が例示される。

【 0038 】

手段 17 . 手段 1 乃至 14 のいずれかにおいて、遊技機はパチンコ機とスロットマシンとを融合させた遊技機であること。中でも、前記融合させた遊技機の基本構成としては、「複数の識別情報からなる識別情報列（具体的にはリールであり、識別情報はリールに付されたシンボルである）を変動表示（具体的にはリールの回動である）した後に識別情報を確定停止表示する可変表示手段を備え、始動用操作手段（例えば操作レバー）の操作に起因して識別情報の変動が開始され、停止用操作手段（例えばストップボタン）の操作に起因して或いは所定時間経過することにより識別情報の変動が停止され、その停止時の確定識別情報が特定識別情報であることを必要条件として遊技者に有利な特別遊技状態を発生させる特別遊技状態発生手段とを備え、遊技媒体として遊技球を使用するとともに、前記識別情報の変動開始に際しては所定数の遊技球を必要とし、特別遊技状態の発生に際しては多くの遊技球が払い出されるよう構成されてなる遊技機」となる。なお、かかる遊技機にあっては、前記リール等を具備する可変表示手段を可変表示装置として捉えてもよいし、前記リールとは別途設けられ、前記識別情報に対応する（疑似的な対応であってもよい）識別情報を表示可能な表示装置（例えば液晶表示装置）をここにいう可変表示装置として捉えてもよい。なお、この場合、扉枠としては、前面枠、ガラス扉枠、（上）皿の設けられてなる前飾り枠、等が例示される。

【 0039 】

10

20

30

40

50

【発明の実施の形態】

以下、パチンコ遊技機（以下、単に「パチンコ機」という）の一実施の形態を、図面に基づいて詳細に説明する。

【0040】

図1，2に示すように、パチンコ機1は、外枠2と、該外枠2の前部に設けられ外枠2の一側部にて開閉可能に支持された前面枠3とを備えている。

【0041】

前面枠3の前面側には、ガラス扉枠4が設けられている。前面枠3の後部（ガラス扉枠4の奥、外枠2の内側）には、遊技盤5が着脱可能に装着されている。

【0042】

ガラス扉枠4の下方には、遊技球Bを貯留するための上皿6の一体形成された前飾り枠9が設けられている。また、前面枠3の前面下部には、左右方向ほぼ中央部において下皿7が設けられている。下皿7の側部には、遊技球発射用ハンドル8が設けられている。ハンドル8は図示しない遊技球発射装置に連結されており、遊技者がハンドル8を回転させることにより、遊技球Bが遊技球発射装置から発射される。

【0043】

図3に示すように、遊技盤5には、ルータ加工が施されることによって複数の開口部が形成されており、各開口部には、普通入賞チャッカー11、可変入賞装置12、作動チャッカー13、可変表示装置14、スルーチャッカー15等が配設されている。

【0044】

遊技盤5の一側部には、遊技球発射装置によって発射される遊技球Bを遊技盤5の上部に案内する内レール16a及び外レール16bが設けられている。内レール16aの下端部付近において、遊技盤5には遊技球Bを導出するアウトロ17が形成されている。そして、遊技盤5の下部に流下した遊技球Bの多くは、このアウトロ17を通って図示しない球排出路へと案内される。本実施の形態では、遊技盤5のうち内レール16a及び外レール16bによって囲まれ、可変表示装置14等が配設された部分が、遊技球Bが流下可能な遊技領域となっている。

【0045】

可変表示装置14は、液晶表示部20と、該液晶表示部20を囲むように設けられたセンターフレーム21とを備えている。液晶表示部20には、例えば左図柄列、中図柄列及び右図柄列の3つの表示列が表示される。各図柄列は識別情報としての複数の図柄によって構成されており、これら図柄が各図柄列毎にスクロールするように可変表示される。

【0046】

より詳しくは、可変表示装置14の下方に設けられた作動チャッカー13に遊技球Bが入賞することに基づいて、可変表示装置14の液晶表示部20の図柄が可変表示される。そして、停止された図柄の組合せが予め設定した特定の組合せとなった場合には特別遊技価値が付与される。すなわち、大当たり状態が発生し、可変入賞装置12の大入賞口が所定の開放状態となり（具体的には所定時間、所定回数だけ開く）、遊技球Bが入賞しやすい状態になる。なお、可変入賞装置12は、通常、遊技球Bが入賞できない状態又は入賞し難い状態になっている。

【0047】

また、周知のとおり、前記普通入賞チャッcker11、可変入賞装置12、作動チャッcker13に遊技球Bが入賞することに基づいて、上皿6又は下皿7に対し所定数の景品球（遊技球B）が払い出される。また、遊技盤5には、遊技球Bの流下方向を適宜分散、調整等するために多数の釘が植設されているとともに、風車等の各種部材（役物）が配設されている。

【0048】

次に、本実施の形態の特徴部分であるガラス扉枠4の構成について説明する。図4に示すように、本実施の形態では、ガラス扉枠4は、透明部材としてのガラス41、42を支持するガラス支持枠31と、その前面側に位置する装飾枠32とから構成されている。換言

10

20

30

40

50

すれば、ガラス扉枠 4 は、第 1 の扉枠、透明部材支持枠を構成するガラス支持枠 3 1 、及び、第 2 の扉枠を構成する装飾枠 3 2 に分離されている。

【 0 0 4 9 】

ガラス支持枠 3 1 は、前後 2 枚のガラス 4 1 , 4 2 と、これらガラス 4 1 , 4 2 の周縁を支持するための金属製の支持フレーム 4 3 とを備えている。そして、ガラス支持枠 3 1 は、支持フレーム 4 3 の右側部の上下 2 力所の軸支部（図示略）において、前面枠 3 に対し、開閉可能に支持されている。かかる軸支部の構成については、特に限定されるものではなく、例えば一般に採用されている軸支構造を採用することができる。すなわち、蝶番等で開閉可能に支持することとしてもよいし、支持フレーム 4 3 の上下両端に係合突部又は係合凹部を設け、それに対応する前面枠 3 に係合凹部又は係合突部を設け、両者を係合させることで開閉可能に支持することとしてもよい。

【 0 0 5 0 】

また、ガラス支持枠 3 1 の支持フレーム 4 3 の軸支部とは反対側の側部（閉状態における左端部）及びそれに対応する前面枠 3 には、ロック機構 4 4 A , 4 4 B がそれぞれ設けられている。該ロック機構 4 4 A , 4 4 B によって、ガラス支持枠 3 1 が閉状態にある場合に、該ガラス支持枠 3 1 が開放不能な状態にロックされるようになっている。また、そのロック状態は、解除操作部たるキーシリンダ 4 5 に対する所定のキー操作によって解除されるように構成されている。

【 0 0 5 1 】

さらに、装飾枠 3 2 は、その中央において前記遊技領域にほぼ対応するようにして略円形状の開口部 5 1 が形成されている。かかる開口部 5 1 の存在により、前記ガラス 4 1 , 4 2 を介して遊技盤 5 等を外部から視認できるようになっている。

【 0 0 5 2 】

上記装飾枠 3 2 は、その左側部の上下 2 力所の軸支部において、前面枠 3 に対し、開閉可能に支持されている。かかる軸支部の構成についても特に限定されるものではなく、例えば一般に採用されている軸支構造を採用することができる。但し、軸支部としては、前記装飾枠 3 2 を主として構成する樹脂材料により構成されているのがより望ましい。

【 0 0 5 3 】

また、装飾枠 3 2 の軸支部とは反対側の側部（閉状態における左端部）及びそれに対応する前面枠 3 には、ロック機構 5 3 （前面枠 3 側のロック機構については図示略）がそれぞれ設けられている。該ロック機構 5 3 によって、装飾枠 3 2 が閉状態にある場合に、該装飾枠 3 2 が開放不能な状態にロックされるようになっている。さらに、装飾枠 3 2 の軸支部とは反対側の側部中央には切欠き 5 4 が形成されている。そして、前記ロック状態は、該切欠き 5 4 に対応して前面枠 3 に設けられた解除操作部たるキーシリンダ 5 5 に対する所定のキー操作によって解除されるように構成されている。

【 0 0 5 4 】

かかる装飾枠 3 2 は、主として、A B S 樹脂、ポリカーボネート樹脂等の樹脂材料よりも本体部を備えているとともに、その前面側において、外観品質を高めるとともに所定の機能を付与するための上部膨出部 8 0 が設けられている。本実施の形態における上部膨出部 8 0 は、遊技者が着座したときに、ちょうど頭部がほぼ覆われるよう、外枠 2 等の厚みよりも大きく前方に膨出している。

【 0 0 5 5 】

上部膨出部 8 0 の中央部の下側にはビッグランプ 8 1 が設けられている。かかるビッグランプ 8 1 は、パトロールランプによって構成され、大当たり時、或いは大当たり予告時等において、点灯制御される。

【 0 0 5 6 】

また、上部膨出部 8 0 の両側部には、一対のスピーカ 8 2 , 8 3 が設けられている。当該スピーカ 8 2 , 8 3 は、前記装飾枠 3 2 の後面側に形成された収容部内に収容されているとともに、各スピーカ 8 2 , 8 3 から延びる電気的配線は、前記ビッグランプ 8 1 の配線（いずれも図示略）とともに、装飾枠 3 2 の後面側から、装飾部 3 2 の支持部側を通って

10

20

30

40

50

前面枠 3 の後方へと導かれている。

【0057】

次に、上記のように構成されてなる本実施の形態の作用及び効果について説明する。

【0058】

本実施の形態では、ガラス扉枠 4 をガラス支持枠 31、及び、装飾枠 32 により構成することとしている。ここで、ガラス支持枠 31 は、その閉状態にあって、遊技盤 5 の盤面と略平行で、かつ、盤面との距離が一定とされているため、遊技球 B が安定的に盤面を流下しうる。一方、装飾枠 32 は、ガラス 41, 42 の前面側において、ガラス支持枠 31 とは反対側の支持部にて開閉可能にて支持されている。そして、装飾枠 32 は盤面との距離において特に制限が課せられず、ガラス 41, 42 の前後位置に拘泥されることなく、独立して構成することができる。そのため、装飾等に関する設計上の自由度を飛躍的に高めることができる。つまり、本実施の形態の上部膨出部 80 のような斬新な設計を容易に構築することができる。

10

【0059】

ここで、従来であれば、後面側に装飾又は機能部品を設けようとした場合、ガラス等の存在によりその設置に制限が課せられる場合があった。これに対し、本実施の形態の装飾枠 32 は、ガラス 41, 42 と独立しているため、その後面側においてスピーカ 82, 83 等の収容部を設ける上で制限が生じにくい。

20

【0060】

また、ビッグランプ 81 や、一対のスピーカ 82, 83 等の電気部品の「電気的配線の取り回しについても、ガラス 41, 42 等によって阻害されることなく、容易に後面側へ案内することができる。しかも、配線は装飾枠 32 の支持部側を通って前面枠 3 の後方へと導かれているため、装飾枠 32 の開閉に際して、外部からの応力を受けにくくすることができ、配線の損傷等を抑えることができる。

20

【0061】

さらに、扉枠の重量がそれぞれに分散されることとなり、分離されたガラス支持枠 31 及び装飾枠 32 について各支持部にかかる負荷が軽減される。その結果、特殊な支持構造を採用せずとも済む。

30

【0062】

併せて、ガラス支持枠 31 及び装飾枠 32 の閉状態にあっては、装飾枠 32 がガラス支持枠 31 の前面側に位置する。このため、装飾枠 32 を所定角度以上開放し、さらにガラス支持枠 31 を開けなければ、遊技盤 5 が露出状態とならない。このため、ガラス扉枠 4 を開けて可変入賞装置 12 等に不正に遊技球 B を入賞させる等の不正行為を、より行いにくいものとすることができる。

30

【0063】

加えて、本実施の形態では、ガラス支持枠 31 及び装飾枠 32 につき、それぞれロック機構 44A, 44B, 53 を設けることとしている。このため、不正行為の防止をより一層確実に図ることができる。

40

【0064】

尚、上述した実施の形態の記載内容に限定されず、例えば次のように実施してもよい。

40

【0065】

(a) 上記実施の形態では特に言及していないが、例えば図 4 に 2 点鎖線で示すように、装飾枠 31 の後面側であって、ガラス 41, 42 と重なり合う部位においても別部品収容部 91, 92 を配置することとしてもよい。当該別部品収容部 91, 92 に配設される別部品としては、例えばランプ、ランプ基板等が挙げられる。従来のガラス扉枠にあっては、ガラスに対応する部位に別部品を設けようとした場合、ガラスが邪魔となって、別部品の大きさ、配置に制限が課せられるおそれがあった。そればかりか、別部品の交換等の作業、或いは配線等の取り回しを行い難いという不具合が生じるおそれがあった。これに対し、装飾枠 32 をガラス 41, 42 と独立させることで、別部品の配置に自由度を飛躍的に高めることができ、ガラス 41, 42 が支障となって交換作業等が行き難くなってしま

50

う等の不具合を抑制することができる。

【0066】

(b) また、各電気部品の配線を装飾枠31の本体内でとりまとめておき(例えば束ねておき)、図4の2点鎖線で示すように、支持部の近傍に該配線の導出孔を設けることとしてもよい。この場合、配線の露出を最小限に抑えることができるとともに、上記実施の形態と同様、配線の損傷等の不具合を抑制することができる。

【0067】

(c) 上記実施の形態における上部膨出部80は、あくまでも一実施態様に過ぎず、種々の装飾を施すこととしてもよい。例えば、他の遊技者に遊技を覗かれるのを抑制するための遮蔽板を装飾枠の両側に突設することとしてもよいし、

10

ビッグランプ81に代えて、テレビや液晶表示部等の表示装置を設けることとしてもよい。

【0068】

(d) 透明部材としての2枚のガラス41, 42に代えて、1枚のガラスとしてもよいし、3枚以上のガラスとしてもよい。また、ガラス以外にも透明の樹脂板(例えばアクリル樹脂板)等で透明部材を構成してもよい。

【0069】

(e) 上記実施の形態では、ガラス支持枠31及び装飾枠32の軸支部を左右それぞれ反対側に設定することとしているが、共に同じ側(例えば左側)で支持することとしてもよい。

20

【0070】

(f) ロック機構44A, 44B又はロック機構53を省略するすることとしてもよい。また、各ロック機構やシリンド等をガラス支持枠31の支持フレーム43を構成する金属や、装飾枠32を主として構成する樹脂により構成してもよい。

【0071】

(g) 上記実施の形態とは異なるタイプのパチンコ機にも適用してもよい。従って、可変表示装置14のないパチンコ機にも応用できる。また、所謂パチコンと称される遊技機も、ここにいうパチンコ機と同じ概念に含まれるものである。また、本発明は、パチンコ機以外にも雀球、アレンジボール等の遊技機にも応用可能である。さらには、スロットマシン、パチンコ機とスロットマシンとが融合した遊技機等の各種遊技機として実施することも可能である。なお、スロットマシンは、例えばコインを投入して図柄有効ラインを決定させた状態で操作レバーを操作することにより図柄が変動され、ストップボタンを操作することにより図柄が停止されて確定される周知のものである。この場合、遊技媒体はコイン、メダル等が代表例として挙げられる。

30

【0072】

また、パチンコ機とスロットマシンとが融合した遊技機の具体例としては、複数の図柄からなる図柄列を変動表示した後に図柄を確定表示する可変表示手段を備えており、遊技球打出用のハンドルを備えていないものが挙げられる。この場合、所定の操作(ボタン操作)に基づく、所定量の遊技球の投入の後、例えば操作レバーの操作に起因して図柄の変動が開始され、例えばストップボタンの操作に起因して或いは所定時間経過することにより図柄の変動が停止され、その停止時の確定図柄がいわゆる大当たり図柄であることを必要条件として遊技者に有利な大当たり状態が発生させられ、遊技者には、下部の受皿に多量の遊技球が払い出されるものである。

40

【図面の簡単な説明】

【図1】一実施の形態におけるパチンコ機の概略構成を示す正面図である。

【図2】パチンコ機の概略構成を示す側面図である。

【図3】遊技盤の構成を示す正面図である。

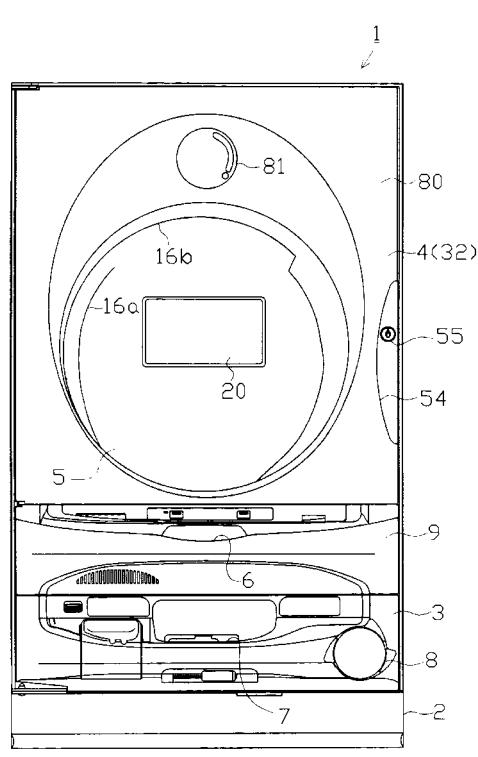
【図4】装飾枠及びガラス支持枠を開いたパチンコ機を斜め上方からみた状態を簡易的に示す斜視図である。

【符号の説明】

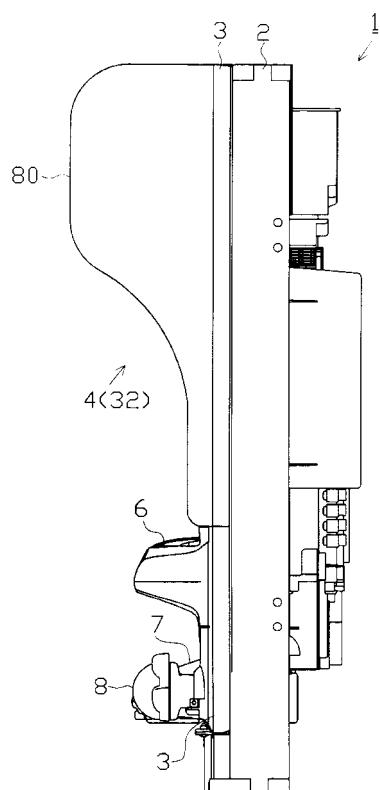
50

1 ... 遊技機としてのパチンコ機、2 ... 外枠、3 ... 前面枠、4 ... ガラス扉枠（扉枠）、5 ... 遊技盤、3 1 ... 第1の扉枠、透明部材支持枠を構成するガラス支持枠、3 2 ... 第2の扉枠を構成する装飾枠、4 1 , 4 2 ... 透明部材としてのガラス、4 3 ... 支持フレーム、4 4 A , 4 4 B , 5 3 ... ロック機構、5 1 ... 開口部、8 0 ... 上部膨出部、8 1 ... ビッグランプ、8 2 , 8 3 ... スピーカ、9 1 , 9 2 ... 別部材収容部、B ... 遊技媒体としての遊技球。

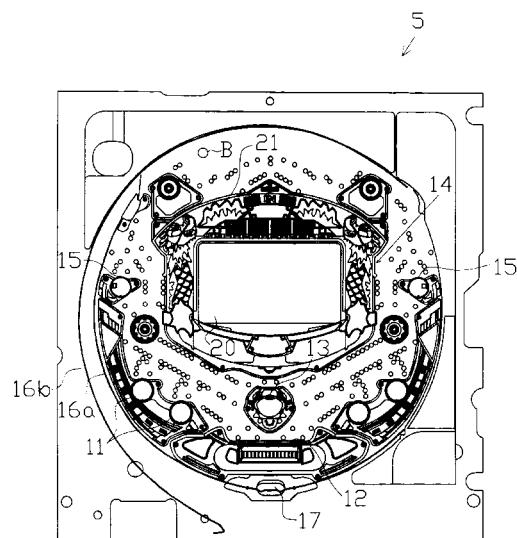
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

